

GoToトラベル

GO TO TRAVEL

GoToトラベル地域共通クーポン 取扱事業者の登録申請

行政書士が登録申請をサポートします。

インターネット
が苦手…



申請方法が
わからなくて…



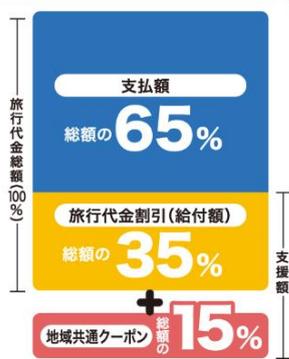
私のお店は
対象になる?



●地域共通クーポンとは

旅行代金の15% (上限1名1泊あたり6,000円分) を地域共通クーポンとして、**旅行者**に付与します。

旅行者は旅行期間中に限り、旅行先の都道府県内と隣接した都道府県内の**対象店** (飲食店・土産店・観光施設・体験メニュー・交通機関など) で、地域共通クーポンを使って代金の支払いに利用できます。



そうだ!
行政書士に
相談しよう!

●地域共通クーポンの取扱店は、 事前登録が必要です。

例えばこんな
お店・事業が
対象になります。

- ✓ 土産物屋
- ✓ タクシー
- ✓ レンタカー
- ✓ 観光施設
- ✓ 体験型アクティビティ
- ✓ 博物館・美術館の入館料
- ✓ 飲食店 (Go To Eat 対象店)
- ✓ 小売業
- ✓ 雑貨店
- ✓ コインパーキング (一時利用に限る)

10月1日より、東京都が「GoToトラベル」対象 (予定) となり魅力が拡大! 今すぐ登録を!!

お問合せ先

宮城県行政書士会

住所: 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目3番5号



022-261-6768

(受付時間: 平日10時~16時)